

第9 動力消防ポンプ設備

1 設置場所

令第20条第4項第4号の規定によるほか、動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものを除く。）は、火災、雨水等の影響を受けるおそれのない場所に設けること。▲

2 性能

令第20条第3項に規定する放水量は、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）別表に規定する規格放水性能時における規格放水量（法第21条の16の3第1項の技術上の規格として定められた放水量をいう。以下この第9において同じ。）以上であること。

（参考）

ポンプの級別	放水性能	
	規格放水性能	
	規格放水圧力（MPa）	規格放水量（ m^3/min ）
A－1	0.85	2.80 以上
A－2	0.85	2.00 以上
B－1	0.85	1.50 以上
B－2	0.70	1.00 以上
B－3	0.55	0.50 以上
C－1	0.50	0.35 以上
C－2	0.40	0.20 以上

3 水源

水源は、令第20条第4項第1号及び第3号の規定によるほか、次によること。

(1) 地盤面下に設けるもので、吸管投入孔を設けるものにあつては、次によること。

ア 吸管投入孔は、各辺の長さが0.6m以上の長方形若しくは正方形又は直径0.6m以上の円形のものとすること。▲

イ 吸管投入孔には、鉄蓋等を取り付けること。▲

この場合において、鉄蓋等の設置場所が車両の通行に供される場合にあつては、鉄蓋等を車両通行に耐える強度のものとし、消火栓の鍵を使用して容易に取外しができること。

ウ 水源は、次によること。

(ア) 水源の水質は、原則として原水を上水道水とし、動力消防ポンプ設備のポンプ、吸管及び配管等に影響を与えないものであること。▲

なお、第2屋内消火栓設備4(1)イに規定する空調用蓄熱槽に蓄えられている水を水源の原水とする場合は、次によること。

a 吸管投入孔の取水部分は、空調用蓄熱槽の部分のうち水温の低い部分に設けること。

b 吸管投入孔の付近には、見やすい箇所に次の事項を掲示すること。

(a) 動力消防ポンプ設備の水源である旨

(b) 採水可能水量

(c) 注意事項

- (イ) 水源水槽の構造は、次によること。▲
- a 貯水槽、減水警報装置、補給水管、吸管投入孔その他必要な機器により構成されていること。
 - b 貯水槽には、防水モルタル等による止水措置が講じられていること。
 - c 減水した場合、自動的に給水できる装置又は防災センター等へ警報を発する装置を設けること。
- (ウ) 複数の槽で構成される地下水槽
- 水槽は、一槽が望ましいものであるが、地中ばりで区画されている場合は、前(イ)によるほか、区画ごとに通気口及び通水口を次により設けること。▲
- a 通気口は、直径10cm以上とし、はりの上部に2か所以上とすること。
 - b 通水口は、直径15cm以上で各はりの下部に2か所以上とし、底版に接するようにすること。
- (エ) 水源水量
- a 地盤面の高さから4.5m以内の水源を有効水量とすること。
 - b 他の消防用設備等の水源とは、併用しないこと。▲
 - c 水源は、常時有効水量を貯えることができ、かつ、規格放水量が連続して取水できるものとする。
- (オ) 吸管投入孔の直下には、サクションピット（釜場）を設けること。▲
- この場合において、サクションピットの大きさは、直径又は一辺の長さが0.6m以上、深さが0.5m以上とすること。
- (2) 地盤面下に設けるもので、採水口を設けるものにあつては、次によること。
- ア 採水口は、次によること。
- (ア) 採水口は、結合金具の規格省令に規定するもので、設置する動力消防ポンプ設備の吸管が接続できるものとする。
 - (イ) 採水口は、地盤面からの高さが0.5m以上1m以下の位置に設けること。▲
 - (ウ) 採水口には、その直近の見やすい箇所に動力消防ポンプ設備の採水口である旨及びその有効水量の標識を設けること。▲
 - (エ) 採水口は、（一財）日本消防設備安全センターの評定を受けたものを使用すること。▲
 - (オ) 水源水槽には、補給用のマンホール及び通気口を設置すること。▲
- イ 配管等は、次によること。
- (ア) 配管等は、規則第12条第1項第6号の規定に準じて設けること。▲
 - (イ) 配管等は、原則として埋設しないこと。やむを得ず埋設する場合には、ステンレス鋼鋼管又はWSP-041（消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管）を用い、接続部分は専用継手（異種鋼管にあつては絶縁性のものとする。）により施工すること。▲
- なお、埋設部分は、配管及び管継手のみとし、バルブ類及び計器類は埋設しないこと。
- また、埋設された配管が、重量物の通過その他外圧の影響を受けて折損その他の事故により、漏水しないよう埋設深さは、配管の上端より30cm以上、車両が通行する部分は60cm（公道に準ずる車両通行部分は120cm）以上とすること。
- (ウ) 開閉弁又は止水弁には、「常時開」又は「常時閉」の表示をすること。▲
 - (エ) 採水口に接続する配管は、呼び径100A以上とすること。▲
- ウ 水源は、前(1)ウ（(イ) aを除く。）を準用するほか、水源を水槽によるものとする場合にあつては、当該水槽、貯水槽、減水警報装置、補給水管、補給用のマンホール、通気管その他必要な機器により構成されていること。▲

- (3) 地盤面下より高い部分に設けるものにあつては、次によること。
- ア 採水口は、前(2)アを準用するほか、その直近に止水弁を設けるとともに、当該止水弁の操作が容易にできる位置に設けること。▲
- イ 貯水槽は、次によること。
- (ア) 設置場所は、第2屋内消火栓設備3の2(1)を準用すること。
- (イ) 機器は、第2屋内消火栓設備3の2(2)を準用すること。
- ウ 水源は、第2屋内消火栓設備4を準用すること。
- エ 配管等は、前(2)イを準用すること。
- オ 貯水槽等の耐震措置は、第2屋内消火栓設備11を準用すること。

4 器具

- (1) 吸管は、前3に定める水源を有効に使用できる長さのものを設けること。▲
- (2) 消防用ホースは、令第20条第4項第2号の規定によるほか、設置する動力消防ポンプごとに、当該ポンプの放水口に結合できるもので、防火対象物の各部分から水源に部署した動力消防ポンプまで容易に到達できる本数以上を設けること。●